

特許法の新論点Q&A (第10回)



弁護士 藤原 正樹
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 我が社(X社)は特許権aを有しています。これは「…を特徴とする情報処理技術装置及び情報処理方法」との発明です。ところがY社は、この特徴部分を備えるソフトウェアを開発して販売し、実際に利用者のパソコンにインストールさせています。このY社の行為は我が社の特許権を侵害するのではないのでしょうか。

A 第1 はじめに
本設問の特許権の発明(以下、「本件発明」といいます。)は、「情報処理技術装置」という点については「物の発明」であり、「情報処理方法」という点については「方法の発明」です。したがって、Y社が本件発明の特徴部分を備えるソフトウェアを開発して販売すること自体は、「情報処理技術装置」の販売や「情報処理方法」をY社が実施しているわけではないので、本設問の特許権を直接侵害するものではありません。

Y社のソフトウェアを購入した利用者は、このソフトウェアをパソコンにインストールして使用することとなり、例えば、法人利用者がこのソフトウェアを事業に使用するためにパソコンにインストールする行為は、本件発明の情報処理技術装置を生産する行為にあたり、本件発明の実施となります。また、法人利用者がパソコンにインストールしてY社のソフトウェアを使用して情報処理をする行為は、本件発明の情報処理方法を使用する行為にあたり、本件発明の実施となります。なお、利用者が個人利用者の場合で業務上の実施でない場合には、本件発明の実施なりません。

他方、Y社は設問のソフトウェアを開発、販売する行為は、単にソフトウェアを開発、販売しているだけであり、本件発明の情報処理技術装置を生産しているとはいえ、本件特許発明を直接侵害する行為とはいえません。

しかしながら、本設問のようなソフトウェアをY社が開発・販売し続けることは、特許の直接侵害行為を誘発する危険が高いだけでなく、直接侵害者が多数発生することとなり、特許権者であるX社が多数の直接侵害者を個別に訴えることは実際上困難ですので、このようなY社の行為を差し止める必要性は高いです。

そこで、特許法は、特許発明を直接侵害する行為にはあたらないものの、侵害の蓋然性の高い直接侵害の補助または予備にあたる一定の行為を禁止する趣旨で、これらの行為についてはその特許権(又は専用実施権)を侵害するものとみなす間接侵害規定(特許法第101条)を設けています。

以下、間接侵害となる各行為につき概略を説明します。

なお、平成14年特許法改正により、プログラム自体も「物の発明」に含まれることになりました。